

## 議案第 1 号

# 平成 28 年度 事業 計画

## I. 基本方針

一般社団法人十和田湖国立公園協会は、十和田八幡平国立公園の十和田・奥入瀬・八甲田地区における自然環境を保護するほか、公園施設の利用増進により本地区の健全な発展に寄与することを目的としています。

さて、3月26日北海道新幹線新函館北斗駅が開業し2ヶ月が過ぎましたが、青森・函館の青函圏の一部として情報発信の充実、おもてなしの向上により観光客の受け入れ態勢の充実を推進することにより、新幹線開業効果の持続拡大を図り、なお青森県・函館デスティネーションキャンペーン期間中にはより一層の誘客・地域経済の活性化に取り組んでいきます。

また、着地型観光の充実を図り、今後も地域のみならず行政、旅行エージェントとも積極的に情報交換を行い、滞在型の体験ツアーや健康志向を目的としたメニューの提案や紹介をし、利用の増進を促します。

このほか、①美化清掃事業（観光客による投棄ゴミ、落ち葉等散乱ゴミ等清掃処分）②廃棄物処理事業→（事業系ゴミの分別、収集、運搬）③施設清掃・管理事業（公衆トイレ清掃、市道等除雪）を実施し景観保全の推進や環境衛生の向上に取り組めます。

## II. 事業内容

### 1. 観光推進事業（自然保護思想及び景観形成推進事業の普及啓発及び観光推進）

- (1) 国立公園の保護と適正な利用を推進するために、植物保護パトロール、外来植物駆除作業、奥入瀬歩道安全点検、枯枝危険木調査等を環境省、青森県等関係機関と協力して行います。
- (2) 十和田市が策定した「十和田湖観光再生行動計画」を見直し3ヶ年延長し2019年度までの6か年計画で「門前町」「パワースポット」「豊かな自然」をキーワードとし、いわゆる門前町の街並み整備や十和田信仰の情報発信等の早期実現に努めます。

また、平成28年2月に指定80周年を迎えた「十和田八幡平国立公園十和田八甲田地域」のイベント等において広く周知し、当地域への誘客及び活性化を図ります。

- (3) 公共交通機関の冬季運行を確保するため行政及び関係機関等に強力に陳情を展開します。

当該地域は青森県を代表する十和田八幡平国立公園の十和田湖畔に位置し夏季シーズン（4月～11月）は青森・八戸からバス運行が行われており、秋田県鹿角市からも土・日・祝日限定で運行しているが、冬季（12月～3月）はこれら十和田湖畔への公共交通が一昨年からはすべて運休している。昨年度は冬季にNPO十和田奥入瀬郷づくり大学の「過疎地有償運送事業」により居住者の通院や市中心部への交通手段が確保されましたが、観光客の利用不可、料金の件等課題は多い、また2月に開催される冬物語イベントへの誘客、特に外国からのお客様の移動手段は皆無に等しく、通年観光を目指している当地域にとっては全く逆行している状況になっている、また地域住民の生活にも大きな不安を与えている、このことから当協会と地域住民が一体となり、通年公共交通機関の確保を強力に陳情します。

## 2. 国立公園環境美化清掃事業

### (1) 公園地内の美化清掃

- イ) 県・市・町及び団体等の補助金、請負金、委託金あるいは負担金等を受けて、十和田湖及び八甲田地域の主要利用地区において、観光客等不特定多数の人が投棄するゴミの収集及び運搬処理を行い、公園内の美化保持に努めます。
- ロ) 湖畔一斉清掃等を企画実施し、自ら公園地内の美化意識の向上を図るとともに、ボランティアによる清掃活動を積極的に支援します。

### (2) 自然植生の保全と修景植栽

十和田湖里山づくりの会や自然公園財団等の団体と協力して、御前ヶ浜、一の宮園地、杉並木園地などの清掃等を行います。

## 3. 一般廃棄物処理事業

### (1) 一般廃棄物の収集、運搬業務

- イ) 十和田市管内の十和田湖畔の地域住民から排出される生活系ゴミについては、休屋、宇樽部、子の口の10箇所の集積場から収集し、十和田地域広域事務組合の清掃工場及び粗大ゴミ処理施設へ運搬搬入をします。
- ロ) 十和田湖及び八甲田地区の事業系ゴミについては、一般廃棄物処理業の許可を受け、十和田市、鹿角市及び青森市の清掃工場または処理施設へ収集運搬処理をします。

### (2) ゴミの分別収集の徹底及びリサイクルの推進

- イ) ゴミの減量化、再資源化を推進するため、記名式の協会指定のゴミ袋による可燃・不燃の分別収集を実施し、リサイクル可能な資源ゴミについては、新聞紙、段ボール、チラシ・雑誌、空き缶、ビン、ペットボトル、プラスチック等に分別して収集運搬をします。
- ロ) 上記業務の適正化を推進するため事業者及び住民への啓発に努め、徹底を図ります。

## 4. 公共施設清掃等受託事業

### 公衆トイレ等の清掃受託と清掃業務の効率化

- イ) 環境省、青森県、秋田県、十和田市及び小坂町等から園地、公衆トイレ、避難小屋等の清掃業務を受託し、これらの施設の衛生環境保持と、良好な施設維持に努めます。
- ロ) 協会の行っている環境美化対策業務は、前述のとおり、公園地内の美化清掃事業、廃棄物処理事業及び公共施設等清掃受託事業からなっており、これらの事業地は区域は違うがルートが重複しているところから、効率的な人員及び車両を計画的に配置し、利用時間や利用時期において変動の激しい公園施設の適正な管理に努めます。
- ハ) 十和田市から受託している市道除雪業務については、今年度も、安全な交通路の確保と事故防止に努めながら継続実施をめざします。

## 5. 観光推進事業の具体的実施事項

### (1) 定例祭事業等

- イ) ・第 51 回十和田湖湖水まつり . . . . . 7 月 16 日・17 日
  - ・“みなとオアシス十和田湖”5 周年記念行事 . . . 7 月 18 日
  - ・奥入瀬溪流エコロードフェスタ併催事業 . . . . . 10 月 29 日・30 日
  - ・ひめます祭り . . . . . 10 月 29 日・30 日 (予定)
  - ・第 19 回十和田湖冬物語 . . . . . 平成 29 年 2 月 3 日～ 2 月 26 日 24 日間  
(各行事とも具体的な内容、取り組みについては実行委員会を設置のうえ実施します。)

### ロ) 十和田湖の四季写真コンテストの実施

十和田湖周辺の優れた自然景観やそれを取りまく風習・催事などについての写真を全国から懸賞募集を行い、自然に親しむ心の豊かさや自然保護の意識の向上を図り、ひいては国立公園の利用の増進を図ります。

### (2) その他の事業

#### ① 十和田湖の水辺環境改善活動の推進

- イ) 青森・秋田両県が策定した「十和田湖水質・生態系改善行動指針」を受けて協会としてもこれらの活動に協力するとともに、平成 13 年度に発足した地元各種団体による「十和田湖水質改善推進協議会」の活動の推進に協力します。
- ロ) 発電、かんがい用水に利用されている十和田湖、奥入瀬の利水については、観光期間に対応した観光放流、自然生態系にやさしい水利用が図られるよう、機会をとらえて関係機関に働きかけます。

#### ② 当該地域のおもてなし・景観の向上への取り組み

観光客の旅行形態が団体周遊型から個人・グループ型になってきていることは周知のとおりですが、そこで個人客の新たな掘り起しにも増して、リピーターの増加が不可欠です。

特に高齢者、外国人など、誰もが安心して快適に観光できる環境づくりが求められています、つまりホスピタリティー意識（おもてなしの心）の向上がますます重要となってきます。

また、誰もが安心して公園内を通行・利用することが出来る快適な環境・景観を形成するため湖畔住民が共同により、公共の場所での客引き行為・のぼり旗の設置等の自粛を宣言し、市民及び観光旅行者にとって安全で安心な観光地づくりの推進、国際文化観光地域にふさわしいおもてなしを尊重する機運の醸成により快適な環境・景観づくりを目指します。